

# Discussion Paper Series



**保険契約者のニーズを踏まえた  
保険商品開発に係る規制の在り方**

中出 哲 星野 明雄

DP2025-4

2025年8月

**金融庁金融研究センター**  
Financial Research Center (FSA Institute)  
Financial Services Agency  
Government of Japan

金融庁金融研究センターが刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>

本ディスカッションペーパーの内容や意見は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではありません。

# 保険契約者のニーズを踏まえた保険商品開発に係る規制の在り方

中出 哲\* 星野 明雄\*\*

## 概 要

我が国では、少子高齢化、大規模災害の頻発、新技術の急速な進展等の社会環境変化に対応した保険商品の開発を促すため、適切な環境整備が求められている。時代に即した保険商品開発に係る規制の在り方の検討の一助とすべく、イギリス、ドイツおよび米国（ニューヨーク州）の保険商品審査制度と、保険会社等における実務の状況を調査した。これら3国を対象とした理由は、保険の先進的な市場のうち、伝統的に商品と料率に関する自由度の高いイギリス、過去には審査が厳格であり、EU 統合に伴い自由化が進んだドイツ、州単位に厳格な審査のある米国それぞれの事情に照らすことで、望ましい審査の在り方について幅広い論点を浮き彫りにできると考えるためである。

イギリスおよびドイツでは、保険約款および保険料率の事前認可を要しない。米国では、州ごとに監督制度が異なるが、基本的に商品および料率を事前届出制としている。本稿では、その中でも審査が厳格といわれるニューヨーク州の制度を検討の対象とする。

ニューヨーク州では、州法に基づく免許制度の下で、商品および料率の審査が行われる。ただし、契約者がリスク管理体制の整った企業である場合等に、審査不要とする複数の制度がある。審査不要制度の対象領域の市場は、企業分野の保険を中心に、拡大していると考えられる。

---

\* 早稲田大学商学大学院教授（金融庁金融研究センター特別研究員）

\*\* 早稲田大学商学大学院准教授（金融庁金融研究センター特別研究員）、Corresponding Author

本稿の執筆に当たっては、ニューヨーク州金融サービス庁（DFS）Daniel Sheldan, Jose Joseph, Buffy Cheung, Octavia Joseph 各氏および American International Group, Inc. (AIG) Deputy General Counsel & Head of Global Regulatory Martin Bogue 氏のご協力をいただいた。また、損害保険料率算出機構の川口信吾専務理事、公益社団法人損害保険事業研究所の金井田智久氏、慶應義塾大学の内藤和美講師から貴重なご教示をいただいた。感謝申し上げます。なお、本稿は、筆者両名の個人的な見解であり、金融庁及び金融研究センター並びに所属組織の公式見解ではない。

ドイツおよび米国において、業界団体あるいは専門の事業者の提供する拘束力のない標準的な契約条項が、複数の会社で利用される例がある。また、保険料算定の基礎となるロス・コストのデータが提供されている。

キーワード：保険、保険代理店、保険業法、保険募集制度

## 1. はじめに

### 1.1 我が国の保険商品審査制度

我が国の保険商品開発に関する規制は、事業免許制度の下での商品および料率の認可制が基本となっている。保険業法第三条は、「保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない」と定めており、同法第四条第二項は、免許申請書に、①定款、②事業方法書、③普通保険約款、④保険料および責任準備金の算出方法書を添付しなければならないとしている。保険事業者は、上記①から④までの書類を、基礎書類<sup>1)</sup>と呼んでいる。

保険金支払をはじめとする保険契約の内容は、主たる契約条項である普通保険約款が、基礎書類中の、③普通保険約款において、また、特約条項（別紙として事業方法書の一部をなす）が、②事業方法書において、それぞれ免許申請時に審査を受ける。

保険料については、④保険料および責任準備金の算出方法書において、その算出方法が審査を受ける。ここで、保険料は、保険金支払の原価に相当する純保険料と、事業経費などを賄うための付加保険料に区分できるが、自賠責保険および家計地震保険を例外として、保険料および責任準備金の算出方法書において具体的な算出方法が規定されるのは純保険料のみであり、付加保険料については、いわゆる定性的記載として、算定の趣旨が記述される。このため、付加保険料については、競争などの事業環境も考慮した事業者の判断の余地が存在する。

純保険料の基礎書類上の規定方法には種類があり、保険商品によって規制の程度は区々である。規定の純保険料に対して、これをそのまま使うことを義務付ける規定方法を「点料率」という。これに対し、多くの損害保険の保険種類において、規定の純保険料率に対し上下12.5%等の幅が認められる「幅料率」が用いられている。また、一部の保険は、規定の料率を「標準料率」とするが、特に幅を設けずにこれを変更して使用することを認めている。こうしたことから、損害保険では、認可の範囲内で、事業者に純保険料変更の自由度が存在する。

生命保険の純保険料には、通常このような自由度はない。ただし、その計算要素である、予定利率などの基礎率を、届出により変更する余地を基礎書類に定めることがある。この届出は、下記の保険業法第二百二十三条第二項による届出とは意味が異なり、届出による変更を行う直接の根拠は、保険業法ではなく基礎書類に基づくものとなる。

保険会社は、免許を得たのちに基礎書類を変更するときは、保険業法第二百二十三条第一項に定める内閣総理大臣の認可<sup>2)</sup>を受けなければならない。保険新商品を開発する際には、その商品に対応する基礎書類を変更することになるので、商品開発には内閣総理大臣（実際は金融庁長官）の認可が必要になる。保険料を改定する場合も同様である。

ただしすべての保険について、基礎書類の変更について認可が求められているわけではなく、保険業法第二百二十三条第二項により、内閣府令（保険業法施行規則第八十三条）で定める保険

<sup>1)</sup> 「基礎書類」は、保険業法に定められた用語ではないが、保険業の関係者に広く用いられている。

<sup>2)</sup> 内閣総理大臣に属する認可の権限は、保険業法第三百十三條の規定により、金融庁長官に委任され、実際は金融庁長官が認可を行っている。同法の定める保険監督に関する他の権限についても、同様に金融庁長官に委任されている。

<sup>3)</sup>の基礎書類は、認可を要せず、事前の届出により変更できる。届出による基礎書類の変更は、変更認可と同様の基準によって審査を受けるものとされており、届出による基礎書類変更の効力は直ちにではなく、当該届出を受理した日の翌日から起算して90日を経過する日に生じる。内閣総理大臣は、それまでの期間、当該届出に係る事項について変更を命じ、又は当該届出の撤回を命ずることができ、さらに相当の理由があるときは、当該期間を延長することができる。実際上は、審査基準を満たす場合は、上記90日の期間経過を待たずに、当該期間を短縮する通知が申請者あてに発出されており、保険会社は、この期間短縮通知を、認可書に準じるもののように取り扱っている。すなわち、保険業法第二百二十三条第一項に定める基礎書類の変更認可と、同法第二百二十三条第二項に基づく基礎書類の変更届出の差異は、実質的には大きなものになっていないと考えられる。このように、後述の例外を除き、我が国の保険事業においては、商品については契約内容である普通保険約款および特約条項の字句のレベルで、また価格については、保険料の計算方法のレベル<sup>4)</sup>で、それぞれ認可を得て、または届出の審査を経て、定めることが必要とされており、詳細で実質的な内容の審査が行われている。

なお、保険業法は、少額短期保険業者の特例という、免許を要しない保険業を認めている。保険業法第二百七十二条は、「内閣総理大臣の登録を受けた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保険業を行うことができる。」と定め、少額短期保険会社は登録によって保険業を行うことができる。登録の権限は、内閣総理大臣から金融庁長官に、そしてさらに財務局長に委任されている。少額短期保険会社は名の通り、保険金額が少額で保険期間が短い契約のみを取り扱うこととされ、その性質に伴い、通常の保険会社に比べて、会社設立や商品開発等に対する規制が緩やかになっている。また、少額短期保険会社は、損害保険と生命保険の両方を取り扱うことが認められている。少額保険会社の登録にあたっては、保険会社と同様に基礎書類の添付が必要であり、基礎書類の変更には届出が必要である。その権限は、登録と同様に内閣総理大臣から金融庁長官を経て財務局長に委任される。基礎書類変更の届出には、保険会社と類似の審査があり、それに適合しなければ届出の変更または撤回が命令される。すなわち、少額短期保険に対しても、実質的な商品と料率の審査が行われている。

## 1. 2 企業分野に関する例外

このような我が国における保険商品審査には、いわゆる「特約自由方式」と呼ばれる、重要な例外制度がある。これは、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更

---

<sup>3)</sup> 対象となる保険は、生命保険分野では、確定拠出年金保険、確定給付年金保険などのいわゆる団体年金保険がこれに含まれ、損害保険分野では、海上保険、航空保険、機械保険、総付保台数十台以上の自動車保険など、事業分野の保険が多く含まれるほか、火災保険、賠償責任保険、動産総合保険など、事業分野と個人分野に共通する保険も含まれている。

<sup>4)</sup> 保険料率の規定方法には、保険の種類により、数値が特定されるもの（いわゆる点料率）、上限と下限を定め、その間の値が認められるもの（いわゆる幅料率）、標準的な値を示すが異なる値も認められるもの（いわゆる標準料率）、原則自由とされているもの（いわゆる自由料率）等がある。いずれによるかは基礎書類において定められる。規定方法が、点料率以外のものにおいては、事業者が認可を経ずに保険料を変更する自由度が存在する。

することができる旨を、事業方法書に定めるものである。一定の特約について、届出を不要とすることを、基礎書類である事業方法書に定めることで、金融庁の審査を経ず事業者の判断で新設変更ができることから、特約自由方式と称する。

特約自由方式の前提は、特約自由を認める内容の事業方法書の届出が審査を経て認められることであるが、そのような事業方法書の審査基準は、保険会社における総合的な監督指針の IV-3-3 特約自由方式等の取扱いにおいて公知されている。新設または変更される特約が、届出の対象であること、原則として保険契約者および被保険者が事業者であること等のほか、当該事業方法書に、事業方法書等の審査基準および当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行う旨が記載されていることが要件となっている。

このように届出を要せずに、特約の新設又は変更が可能な場合、その保険料についても、保険料の計算方式を新設又は変更することができる旨を算出方法書に記載することも可能である。そのような算出方法書の審査基準も、保険会社における総合的な監督指針の IV-3-3 に定められており、計算方式が、当該特約の内容に対応したものであること等の条件に該当し、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないことが求められている。

### 1. 3 商品審査の必要性和時代的要請

保険事業に、行政当局による監督が必要なことに、異論の余地は乏しく、多くの先進国において保険事業の免許制がとられている<sup>5)</sup>。一方、一般事業における製品および価格に相当する、保険約款および保険料についての、行政当局による審査の要否は、米国と EU で相違があり、考え方が分かれるところである。認可制の下での審査により、保険商品の内容と価格を適切に保つことの利益と、事業者に自由を与えることにより、商品開発を促進することの利益の衡量の問題といえる。認可制の是非および事業者に与えるべき自由度に、恒久的な最適解があるわけではなく、時代に即した適切なバランスが求められている。この中で、我が国の保険行政は、1995年改正前の旧保険業法の時代から長期的に見れば、保険業法の改正や、特約自由方式等の活用などを通じて、段階的に認可制を緩和し、事業者の自由度を拡大してきている<sup>6)</sup>ものと考えられる。

時代環境の視点で、我が国の保険業界を俯瞰すると、近時は保険募集に関する問題が連続して表面化している。2022年から2024年にかけて、損害保険業界において、独占禁止法への抵触の可能性が疑われる保険会社が情報連携を行ったうえでの保険料調整問題<sup>7)</sup>、疑いが明白であったにもかかわらず、修理工場を兼営する保険代理店の保険金不正請求を看過した問題<sup>8)</sup>、保

<sup>5)</sup> 例えば「諸外国における金融制度の概要に関する調査報告書」令和2年3月 株式会社NTTデータ経営研究所など

<sup>6)</sup> 認可に代えて事前届出による基礎書類の変更を認める制度が設けられたほか、基礎書類において、一定の事項を事前届出または届出を要せずに変更できることと定める例が拡大している。

<sup>7)</sup> 金融庁 「大手損害保険会社の保険料調整行為等に係る調査結果について」  
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20231226/01.pdf> 2025.03.31 閲覧

<sup>8)</sup> 金融庁 「損害保険ジャパン及び SONPO ホールディングスに対する行政処分について」  
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20240125/20240125.html> 2025.03.31 閲覧

除代理店への出向者が顧客情報を不正に取得し保険会社に提供した問題<sup>9</sup>など、保険募集の在り方に構造的な問題が存在することを示唆する事象が相次いでいる。生命保険業界については、これほど集中的な事象は見られないが、2020年に発覚した募集人による架空取引による多額の金銭の不正取得行為や、リスク性の資産運用商品（外貨建て年金）に関する説明不備の苦情<sup>10</sup>など、一定頻度で保険募集に関する問題が発生している。

保険の商品開発に関する規制と、募集に関する問題の関係は、単純ではない。ただし、保険商品の多様化を促進する目的での制度改正に当たっては、保険募集の秩序に問題がないことを確認しつつ、商品の多様化を推進することが安全と考えられる。募集に対する信頼が十分でないならば、商品開発の自由度の拡大にも、弊害防止を踏まえた慎重な検討が求められるであろう。

#### 1. 4 本研究の趣旨

上述のような問題意識の下で、保険の商品開発に関する規制の検討に資する目的で、イギリス、ドイツおよび米国（ニューヨーク州）の保険商品審査制度と、保険会社等における実務の状況を調査した。実務の状況の調査に関しては、いたずらな商品複雑化や、合理性を欠く保険料設定などの弊害を避ける観点で、保険商品および保険料に関する審査以外の標準化の仕組みが有益と考え、これに照準をあてた。具体的には、業界標準的な約款（モデル約款）や、横断的な保険金支払データ（ロス・コスト）の利用状況を検討した。

イギリスおよびドイツにおいては、保険商品および料率の審査は行われていないことが確認された。一方、米国ニューヨーク州においては、厳格な審査制度と、それに対する例外があることが判明し、これらを主な対象として調査を行った。

## 2. 海外主要三国の保険商品審査に関連する制度の研究

イギリス、ドイツおよび米国ニューヨーク州において、保険約款を中心とした保険商品に対する審査制度を調査した。ドイツ（および他のEU加盟国）においては、1992年のEU第三次損害保険指令（後にソルベンシーII枠組に統合）以降、保険約款に対する認可制度が廃止されており、保険商品に対する審査制度はない。なお、イギリスはEU第三次損害保険指令以前から商品および料率の審査制度はなく、同指令および2020年のEU離脱による影響は受けていない。

一方、米国では、各州政府による認可（approval）制度が原則となっている。なお、認可制度に対する例外として、フリートレードゾーンおよび非認可保険の2つの仕組みがある。

<sup>9</sup> 金融庁 「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に対する行政処分について」 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250324/20250324-2.pdf> 2025.03.31 閲覧

<sup>10</sup> 金融庁 「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（2023事務年度中間報告）」 <https://www.fsa.go.jp/news/r5/kokyakuhoni/202403/01.pdf> 2025.03.31 閲覧

## 2.1 イギリス

イギリスでは、歴史的に保険商品認可制度などの統制はない。

イギリスにおける保険の監督行政は、中央銀行（The Bank of England）配下の Prudential Regulation Authority (PRA)と、それと独立した Financial Conduct Authority (FCA)の両機関によって実施される。いずれも、銀行を含む各種の金融機関に対する横断的な監督機関である。

PRA の保険監督における主たる任務は、保険会社の経営の健全性の確保である。PRA は、イギリス版の Solvency IIをはじめとした資本規制の充足等をチェックしており、保険商品の開発に関する統制は担っていない。

一方、FCA は、消費者保護と取引の公正を主な任務としている。FCA は、FCA Handbook<sup>11)</sup>において各種のガイドラインを公表しており、これには、保険商品設計に関係する事項も含まれる。商品設計に関するガイドラインの内容は、保険会社内における商品承認手続きや、フェアバリュー原則（価値が価格に見合うものであること）などに関して、原則的な留意点を示すもので、保険約款などの具体的な商品内容を規律するものではない。

イギリスにおいては、我が国の商品認可制度に相当する規制はなく、FCA の規制とガイドラインに留意の上、各保険会社が任意に新商品を開発できる。

なお、約款の内容の適切性を規律する法令として、不公正契約条件法（Unfair Contract Terms Act 1977）および消費者契約における不公正契約条件規則（Unfair Terms in Consumer Contract Regulation 1999）がある。これらは、不当な契約を無効とする内容を有し、事前規制である認可制とは異なり、基本的には約款が使用されたのちの事後規制として作用するものである。

ただし、FCA は、不公正契約条件規則に基づき、事業者に不当条項の修正または削除を求めることができ、さらにこれがなされない場合は、裁判所に差止命令を求めることができる。

## 2.2 ドイツ

ドイツでは、EU 指令に基づき、商品認可制度などの統制は一部を除き廃止されている。したがって、保険商品の認可制度は存在しない。EU では、自由で統合された市場を目指し、各種規制を自由化しており、その一環として保険商品に対する規制の自由化が行われた。その一方で、ソルベンシー II をはじめとした保険会社の健全性に関する監督を強化している。

ドイツにおける保険監督は、連邦金融監督庁（BaFin）が担っている。なお、州における公営保険や、小規模の民間保険などに対する一部の監督業務は、州政府が担う。上述の通り認可制度はないが、医療保険および強制介護保険の新商品の導入や既存商品の改定に際して、BaFin への通知を要する<sup>12)</sup>こととなっている。

EU 第三次損害保険指令に基づく保険法改正の施行以前は、ドイツでは保険商品の認可制がとられていた。したがって、従来から認可制のないイギリスと異なり、認可制廃止による変化

<sup>11</sup> [www.handbook.fca.org.uk/](http://www.handbook.fca.org.uk/) 2025.03.01 閲覧 FCA の規則 (Rules) および指針 (Guidance) を総覧したもの。

<sup>12</sup> [https://www.bafin.de/EN/Verbraucher/Versicherung/Produkte/Kranken/krankenversicherung\\_node\\_en.html](https://www.bafin.de/EN/Verbraucher/Versicherung/Produkte/Kranken/krankenversicherung_node_en.html) 2025.03.01 閲覧

を経験している。これに伴って市場の混乱や契約者とのトラブルが生じていないか、同国研究者2名<sup>13)</sup>にヒアリングしたところ、いずれも特段の問題はなかったと記憶するとのことであった。

結論として、ドイツにおいては、我が国の商品認可制度に相当する規制はなく、BaFinの規制とガイドラインに留意の上、各保険会社が任意に新商品を開発できる。

なお、約款の標準化に資するものとして、ドイツ保険協会（Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft, GDV）が、生命保険、年金保険、賠償責任保険、住宅保険、自動車保険など、多くの保険についてモデル約款（Musterbedingungen）を提供している。概要は4. 1. 2に後述する。

## 2. 3 米国（ニューヨーク州）

米国では、各州の政府が保険監督を担っており、監督法は州単位に異なる。イギリスおよびEU諸国と異なり、基本的には、各州で保険商品に認可制（Approval System）が適用されている。

監督の連邦レベルでの整合性に関しては、全米保険監督者協会（National Association of Insurance Commissioners, NAIC）が法および規則のモデル<sup>14)</sup>を公表するが、強制力はなく、州単位に監督実態に差があると考えられる。

本稿では、ニューヨーク州を取り上げ、商品認可制度を鳥瞰する。ニューヨーク州の制定法は、本稿執筆の時点（2025年3月）で、Abandoned Property（ABP）からWorkers' Compensation（WKC）までの94章<sup>15)</sup>からなる、Consolidated Laws of the State of New Yorkとしてまとめられている。この中のニューヨーク州保険法（ISC）と称される第28章が、保険関係である。ISCは、免許制度をはじめとする監督の枠組みのほか、保険の種類ごとに契約書式（Policy Form）の記載事項など具体的な規制内容を含んでいる。

ニューヨーク州の保険監督は、ニューヨーク州金融サービス局（New York State Department of Financial Services, NYDFS または略してDFS）が担っている。

### 2. 3. 1 ニューヨーク州保険法（ISC）における商品認可制度の概要

ISC1102条(a)により、「いかなる個人、会社、協会、株式会社あるいはジョイント・ストック・カンパニーも、ISCの規定によって、有効な免許を得るかまたは免許要件を免除されない限り、本州において保険業を営んではならない。」とされている。保険事業者の形態を、主に株式会社および相互会社とする<sup>16)</sup>我が国の保険業法に比べ多様な事業者が想定されているが、いずれにも免許要件が課されている。

<sup>13</sup> ベルリン自由大学クリスティアン・アルムブリュスター教授（2024.10.03）およびコーブルグ大学ミルコ・クラフト教授（2024.07.30）に聴取。

<sup>14</sup> モデル法の内容には、例えば保険料の払込猶予期間を設けることや2年経過後は保険者からの解除を制限するなど、具体的な内容を保険契約に織り込むことを求めるものがある。

<sup>15</sup> 枝番号（3-A、3-B等）が多用されること、欠番があることから、章の総数と最終章の番号は一致しない。

<sup>16</sup> このほか、対象が限定的であるが、引受社員および免許特定法人の形態がある。

免許の種類に相当するものは、生命保険事業免許と損害保険事業免許に大別される。損害保険においては、基本的には事業免許は商品単位である。損害保険免許の体系は単純でなく、単独で保険業を営むことができる基本保険種目と、他の保険について事業免許を得た事業者が付随的に取り扱うことができる非基本保険種目がある。外航海上保険は、連邦法の対象であり、州法の規制は受けていない。

保険商品の開発または改定を行う場合には、保険業者はDFSにFiling（届出に相当）を行い、Approval（認可に相当）を得る必要がある。この仕組みは、形式としては事前届出制であるとの見方もありうるが、実質的にはApprovalを得て初めて執行できるということから、認可に近いものと考えられる。以下、本稿では、原則としてファイリングの語を用いる。ファイリングに当たり、DFSは、審査基準チェックリストとコンプライアンス調査票という2つのチェックリストシステムを使用し、審査基準に関するガイドラインを提供している。申請者は、このチェックリストに基づき申請が適切であることを自ら点検の上でファイリングを行う。

### 2. 3. 2 ニューヨーク州商品認可制度の運用

DFSは、通達（Regulation）195号（2020年）において、保険事業者に対し、料率、料率プラン、料率規則、料率マニュアル、料率区分、テリトリー、または保険契約もしくは保険様式（Policy Form）などすべてのFilingを、NAICのウェブベースの電子FilingシステムSERFF（System for Electronic Rate and Form Filing）を利用して行うよう要求<sup>17</sup>している。

この電子申請のシステムは、さまざまな方法で審査プロセスの効率化を図っているものと考えられる。まず認められるのは、手続きの規格化である。

書類提出方法は、SERFF一般指示書、州提出書類要件等に詳細に規定されている。ファイリングにあたって申請者は、SERFFファイリングウィザードと一般情報タブに所定の情報を入力する。ファイリングウィザードの所定欄に、保険様式および料率等を入力し、また、一般情報タブに、提出の意図および実質的な変更（料金算定方法の変更や提供される主要な補償など）を記載する。

添付書類は指定のファイル様式（Adobe Acrobat（pdf））を用いること、ファイルサイズは8MB以下とすることなど、形式面での規格化が明示されている。

内容の点検については、すべての商品のファイリングに際し、上述のチェックリストの添付が要求されている。申請者はチェックリストの指示に従い、チェック項目の充足状況を記述し、提出フォームの該当箇所を参照箇所（reference）として記載する。この仕組みは、申請者に自己点検を義務付けることによって、審査を行う監督者の業務効率に資する方法であると考えられる。

類似の商品がすでに存在する場合や、他の州でファイリングが行われている場合には、そのことを利用して審査を効率化する用意が見受けられる。商品改定に際して、提出要件の遵守が

<sup>17</sup> [https://www.dfs.ny.gov/apps\\_and\\_licensing/property\\_insurers/rate\\_form\\_filings](https://www.dfs.ny.gov/apps_and_licensing/property_insurers/rate_form_filings) 2025.03.31 閲覧

以前 SERFF によって承認されており、該当部分に変更がない場合、当該提出要件は以前提出され承認された旨を説明しバイパスすることができる。また、同じ商品が他州でファイリングされ使用されている場合には、その旨を記載することとされている。他州におけるファイリングは審査に直結する事情ではないと考えられるが、全くの新品と他に類例のある商品の審査に濃淡を付すことは合理性があると思われるので、審査の効率化に有益な情報として活用しているものと想像される。

さらに、DFS は損害保険について、“Speed to Market” Program と称するシステムを採用している。保険事業者は、この手続きを利用することで、審査をさらに迅速化することができる。DFS は、適切に記入されたチェックリストと適切なコンプライアンス証明書が添付された場合、届出を優先的に処理する。これを利用するには、申請者は所定の「マスターリスト」、「契約書式コンプライアンス証明書」、および「料率/料率プラン/コンプライアンス証明書」を添付する。

保険事業者は、適用されるすべての法規制が適切に考慮され、必要なすべての裏付け情報が提供されていることを表明する。DFS はこれを信頼して迅速な審査を行う。もし、事後に提出書類が要件を満たしていないと判断された場合、保険会社に対して適切な処分が下される可能性がある。

ニューヨーク州 DFS の保険部門は 2023 年度に、生命保険会社は 128 社、損害保険会社は 800 社程度<sup>18)</sup>を監督している。各社からのファイリングを合計すると年間 4,500 件程度<sup>19)</sup>の申請がある。この申請の審査にあたる人員数については、開示情報が見当たらず照会にも明確な回答が得られなかったため、特定できていない。ただし、DFS の常勤職員の総数が 1,391 名<sup>20)</sup>であることから、このうち保険商品審査にあたる人数は最大数十名程度である可能性が高いと推測され、審査の組織的効率化は必須と思われる。

ニューヨーク州は、申請の規格化と機械化および類似案件の審査結果の二次的な利用などによって、審査効率を追求したシステムを構築しているものと評価される。

## 2. 3. 3 例外制度 — A. 非認可 (Non-Admitted) 保険 (別称サープラス・ライン)

### 2. 3. 3. 1 概要

保険は州政府の規制下にあり、営業しようとする保険会社は当該州の事業認可を取得しなければならない。このことの主要な例外が、非認可 (Non-admitted) 保険会社である。近年では、語感の問題からか、非認可に代えて、サープラス・ライン保険会社、またはエクセス・アンド・

---

<sup>18</sup> 損害保険会社数について DFS のサイトから検索すると 802 社が該当する。ただし、所在地および社名が同一のものがあり、実態はこれより少ない可能性がある。

<sup>19</sup> DFS への訪問ヒアリングによる。(2024.8.6)

<sup>20</sup> An official website of New York State.

([https://www.budget.ny.gov/pubs/archive/fy25/ex/agencies/appropdata/FinancialServicesDepartmentof.html?utm\\_source=hatgpt.com](https://www.budget.ny.gov/pubs/archive/fy25/ex/agencies/appropdata/FinancialServicesDepartmentof.html?utm_source=hatgpt.com) 2025.3.23 閲覧)

サープラス・ライン保険会社の名称が多く用いられているが、内容に差異はない。Non-admitted の語は、NAIC のモデル法 NRRA (Non-admitted and Reinsurance Reform Act 2010) をはじめ多くの州で使用されているが、ニューヨーク州における正式名称は、Unauthorized である。本稿では、非認可(Non-admitted) 保険会社またはサープラス・ライン保険会社の語を用いる。

非認可とは、他州か外国で免許を得ているが、保険契約者が居住する州で免許を取得していないことを意味する。米国国内の他州で免許を得ており、保険契約者が居住する州で免許を有しない保険会社は、Foreign Insurer と呼ばれる非認可保険会社となる。この場合の Foreign は、州外の意味と解される。さらに、国外の保険会社が非認可保険会社となるケースがあり、これは Alien Insurer と呼ばれる。どこにも免許を得ていない保険会社が、非認可保険会社として営業できるわけではない。

この他、非認可保険会社として営業するためには、資本の十分性などの条件が求められる。具体的には、資本金・剰余金が 1,500 万ドル以上であることが必要である。

ニューヨーク州における非認可保険会社の歴史は古く、1890 年にサープラス・ライン法が導入されている。支払余力の脆弱な保険会社が、シカゴ大火 (1871 年) やボストン大火 (1872 年) で支払不能に陥ったことから、契約者が、他州に設立されている保険会社から 保険を購入したことが背景にあるといわれている。

非認可保険会社は、地震やハリケーンなどの巨大災害や、人工衛星などの特殊なリスクに対応している。近年では、ウーバーなどの TNC (Transportation Network Company) の行うライドシェアリングに関する保険<sup>21</sup>が、サープラス・ライン (surplus line) を専門に扱う保険会社により提供されている。

非認可保険会社に対する規制は、NRRA に定められている。

会社運営および財務に関する規制において、非認可保険会社が認可保険会社と相違する点は、料率算出規制を受けず、強制の保険プールに参加する必要がないこと、年次報告書の提出義務に差があること等である。州の認可を必要としないため、AIG 社のように米国の複数の州で営業する保険会社は、これを専門に扱う子会社を設置して全米の非認可保険のニーズに対応している。認可保険を各州で営業するための州ごとの認可手続きは膨大なため、このことは非認可保険会社のメリットと考えられている。

### 2. 3. 3. 2 取扱条件

---

<sup>21</sup> ライドシェア自動車保険には、①一般的な個人用自動車保険 (Personal Auto Policy : PAP)、②TNC ドライバー向け保険商品・特約、③TNC が加入する自動車保険の 3 つがある。カリフォルニア州で TNC 事業を運営する大手 2 社 (ウーバーとリフトライド) が、非認可保険会社 (non-admitted) からドライバーに対して補償を提供する保険を提供している。(損保総研レポート 第 117 号 2016.10 「米国のライドシェアリングの発展と損害保険 -シェアリングエコノミーの広がりを踏まえて-」 古橋 喜三郎)

非認可保険会社における保険契約の引受けに関しては、認可保険会社とは異なる重要な条件が課されている。

### 2. 3. 3. 2. 1 取引形態

米国では、州外会社との契約は原則禁止されている。非認可保険はこの例外であるが、非認可保険では、保険契約者との直接取引や、一般の代理店等を通じた保険引受けは認められず、州免許を得たサープラス・ライン・ブローカーを通じて契約することが求められる。非認可保険会社側から、保険販売活動を行うことは認められず、契約者側から要請を得て引き受けることが必要である。このため、この保険の引受けは、サープラス・ライン・ブローカー（エクセスライン・ブローカーとも呼ばれる）という専門のブローカーの介在が前提となる。

サープラス・ライン・ブローカーは、保険会社からアンダーライティング業務を請け負っており、商品提供者あるいは卸売りに近い役割を担う。通常、契約者に保険を直接販売せず、小売代理店や小売ブローカーを利用する。

### 2. 3. 3. 2. 2 リスクの種類

非認可保険会社は、認可保険会社が引き受けないリスクのみを引き受けることができる。非認可保険会社の保険に加入するには、原則として、認可保険会社3社から引受け拒絶（decline）されたことの証明が必要である。保険契約者は、このことを担保するため、認可保険会社が引受けを拒否したことを証明する書類を、州保険庁に提出しなければならない。これらの手続きは、実際にはサープラス・ライン・ブローカーが行う。この意味でも、非認可保険会社のビジネスにはブローカーの介在が不可欠となっている。

典型的なサープラス・ライン保険は、通常では取り扱えないハイリスクに対する保険である。原子力保険や、サマーキャンプの保険がその例である。通常の保険会社の主要領域である、個人向けの自家用自動車保険、住宅保険、生命保険などについては、非認可保険会社の引受けは認められていない。

### 2. 3. 3. 2. 3 免除商業契約者

上記2. 3. 3. 2. 2の通り、契約者は、非認可保険会社を利用する際には認可保険会社から引受けを拒絶されたことを証明する必要があるが、所定の要件を満たす大企業などの免除商業契約者（Exempt Commercial Purchaser）に対しては、この条件が免除される。免除商業契約者となるには、資産要件、利益要件のほか、リスクマネージャーの設置が必要とされる。

このため、実質的に大企業である契約者のための制度となっている。

## 2. 3. 3. 3 非認可保険の収入保険料

ニューヨーク州におけるサープラス・ライン・ブローカー（エクセスライン・ブローカー）の業界団体である eLANY（Excess Lines Association of New York）の統計によれば、近年の収入保険料の推移は以下のとおりである。

2021	2022	2023	2024
\$6,205,508,069	\$7,496,382,177	\$7,884,734,251	\$8,985,706,524

（資料：各年の eLany Annual Report 等よりデータを抽出して著者作成）

上記の通り、年平均 13% 余りの高い伸長率を示しており、拡大中のマーケットといえる。

## 2. 3. 4 例外制度 — B. FTZ (Free Trade Zone)

### 2. 3. 4. 1 概要

上記非認可保険会社のほか、認可を得ない保険を引受可能とする制度として、FTZ (Free Trade Zone) の仕組みがある。認可保険、非認可保険に次ぐ第三の引受形態であることから、3<sup>rd</sup> Avenue と呼ばれることがある。

この制度は、免許を受けた保険会社が利用することができるが、そのためには、保険事業の免許のほか、FTZ のための特別な免許 (Special Risk License) が必要である。この制度の利用により、認可保険会社であっても、迅速に契約者の個別ニーズに対応することが可能となる。

FTZ により保険約款をカスタマイズする場合には、通常は、DFS による審査はなく提出の必要もないが、一般の保険契約に適用される法律や規制の基準の充足は要求される。また、下記 2. 3. 4. 2③のクラス 3 のリスクについては、情報提供を目的として、保険契約書式を監督官に提出する場合がある。

### 2. 3. 4. 2 取扱条件

FTZ を利用するための要件は、州保険法 63 条および規則 86 に定められている。対象となるリスクは、以下の三種類のいずれかである。これに該当するリスクについて、ファイリング（届出）なく保険引受をすることが可能である。

#### ①Class 1 Risk

年間保険料が、1 種類の保険について 10 万ドル以上である保険契約、または、複数の種類を合算して合計 15 万ドル以上の保険契約を指す。

#### ②Class 2 Risk

異常な性質、高い損害危険性、または引受けが困難な補償である。クラス 2 リスクとして契約できる補償のリストは、DFS が管理し定期的に更新している。クラス 1 またはクラス 3 に該当しないリスクは、クラス 2 のリストに記載されている場合に限り、FTZ で契約することができる。

#### ③Class 3 Risk

2011年法律第490章によって追加されたもので、保険契約の交渉と購入を支援するリスクマネージャーを有する、大規模な商業被保険者に対する保険である。ただし、医療過誤保険はクラス3リスクとして契約することはできない。

ニューヨークタイムズの記事<sup>22)</sup>によれば、FTZの歴史は1978年9月にはじまる。同記事によれば、一般には地域の非課税貿易に用いられるFree Trade Zone（直訳すれば自由貿易地域）の語が使われるのは、この制度によって、ニューヨーク州をロイズに比肩する保険の自由な取引の中心地にするという意図があったためのものである。FTZの市場規模の統計は、DFSの2010 Annual Report of the Insurance Departmentによれば約18億ドルである。より新しい統計数字は見当たらない。

### 2. 3. 5 非認可保険とFTZの比較

両者の主な特徴を対比すると、以下の通り。

表1 ニューヨーク州における非認可保険とFTZの比較

	非認可保険 Non-Admitted (Surplus Lines) Insurance	FTZ Free Trade Zone Insurance
引受主体	サープラス・ライン保険会社（州外で免許をもつ保険会社）	州免許をもつ保険会社
商品の認可	州の規制を受けない	認可の対象外であるが、商品内容は州の審査基準に従う必要がある
引受方法	サープラス・ライン・ブローカーを経由することが必要	制約なし（代理店、一般のブローカー、直接引受など）
対象保険の主な要件	通常の保険引受が拒絶されたこと、または、被保険者が「商業的被保険者」であること	10万ドル以上の高額契約、または、あらかじめリストされた特殊な危険であること

（資料：DFS ウェブサイトなどを参考に著者作成）

## 3. 海外主要三国の保険料審査に関連する制度の研究

### 3. 1 イギリス

<sup>22</sup> The New Insurance Free-Trade Zone The New York Times December 10, 1978, Section F, Page 15

イギリスでは、歴史的に保険料認可制度などの統制はない。イギリスにおいては、我が国の料率認可制度に相当する規制はなく、各保険会社が任意に保険料を決定できる。

また、我が国における地震保険、自賠責保険の基準料率や、火災保険や自動車保険、傷害保険の参考純率に相当する、料率の基準も存在しない。

### 3. 2 ドイツ

ドイツでは、EU 指令に基づき、料率認可制度などの統制は廃止されている。我が国の料率認可制度に相当する規制はなく、各保険会社が任意に保険料を決定できる。

なお、ドイツ保険協会 (GDV) は、会員保険会社からデータを収集し、ロス・コストなどの情報をフィードバックしている。

### 3. 3 米国 (ニューヨーク州)

#### 3. 3. 1 ニューヨーク州保険法 (ISC) における料率認可制度の概要

ニューヨーク州では、保険料率に事前認可制 (Prior Approval of Rate Filing) が適用される保険種類として、ISC2305 条において労災保険、自動車保険、医療過誤保険などの 13 種類が列挙されている。この 13 種類に該当しない、例えば住宅保険 (Home Owners) などの保険種類は、使用後届出が認められる。生命保険については、料率の認可を要求する法規定はない。

なお、上記 ISC2305 条に非該当の保険種類の保険料についても、監督官が公聴会を経たうえで、競争が不十分であるか、もしくは支払能力を悪化させるものであると判断した場合には、ISC2308 条に基づき、事前認可の対象とするよう命じることができる。

保険料認可の規定は、保険種類によって区々であり、一定の値が適用されるもの、事前に届け出た料率に対して一定の幅が認められるものなどが存在している。たとえば、ISC2350 条は、個人向け自動車保険について、事前認可を得ずに一定範囲の保険料引上げまたは引下げを認めている。なお、その幅は、±5%であり、我が国の損害保険の純保険料に一般的な 12.5%より小幅である。

#### 3. 3. 2 ニューヨーク州料率認可制度の運用

損害保険料率の認可は、商品のファイリング制度の一部をなしており、ファイリングは、2. 3. 2 で先述した NAIC SERFF を通じて行われる。DFS のファイリング用サイトに、保険種類ごとの様式に沿って、料率および料率プラン等を提出する。料率審査基準は、保険種類ごとに ISC の該当章が適用される。

チェックリストや証明書を保険者に作成させることで、審査の迅速化を図る、"Speed to Market" Program は、料率のファイリングにも適用されるが、個人向け自動車保険、公用自動車保険、労災保険および医師賠償保険は対象外となっており、これらの保険料は通常ファイリングを行う必要がある。

### 3. 3. 3 例外制度

非認可保険（サープラス・ライン）およびFTZに該当する保険に対しては、料率認可は不要である。

## 4. 保険商品および保険料に関する審査以外の標準化の仕組みの研究

### 4. 1 標準約款とその使用状況

#### 4. 1. 1 イギリス

イギリスにおいては、標準約款は作成されておらず、各保険会社が独自に約款を作成適用している。イギリスの保険協会 ABI (Association of British Insurers) は、以下に述べるドイツの GDV のような標準的な約款を作成していない。ABI は業界のガイドラインを提示しており、その点では標準化に関与しているともいえるが、各社の約款の構成や文言は区々である。

なお、必ずしもイギリス市場をターゲットとしていない点で、イギリスの業界で作成された標準約款とは意味が異なるが、海上保険や航空保険などをはじめ、国際的に取引される企業保険に関しては、イギリスの約款が世界標準となっている。これらは、ロイズなどのロンドン・マーケットで取引されることが多いこと、再保険の利用が通常であることなどから、デファクトスタンダードの必要性が高いため、このような慣行が形成されていると考えられる。国際的な保険会社を会員とする International Underwriting Association of London は、海上保険、航空保険、その他の企業向け保険等で、合計 1,063 種類の約款やガイドライン等を公開している（2025.4.2 現在）。ロイズは、会員向けに、契約条項のデータベース (Lloyd's Wordings Repository) を提供している。こうした国際的な企業保険に対し、ロンドン市場が国際標準的な約款を提供していることは、保険の引受可能性を拡大するのみならず、新規会社にとっての参入可能性を拡大し競争を促進する効果も生んでいると考えられ、日本の保険市場発展の方向性に示唆を与えるところがあるかもしれない。

保険料について、イギリスでは業界ベースの標準となる料率はない。また、ロス・コスト算定データなどの共同利用も行われていない。

#### 4. 1. 2 ドイツ

ドイツでは、ドイツ保険協会 (GDV) により、強制力のない標準約款が多数作成されており、実質的な商品のスタンダード化の効果を生じている。標準約款は、GDV のホームページに掲載があり、会員会社はもとより一般の閲覧者も無料で入手できる。標準約款の種類の大分類は、生命保険分野では、生命保険、業務障害保険、資産形成生命保険、年金保険、その他の主要保険、副次的な保険、その他の保険があり、損害保険では、サイバー保険、賠償責任保険、自動車保険、医療治験保険、法的保護費用保険、旅行保険、企業財産保険、個人財産保険、緊急サービス保険、海上航空保険、傷害保険がある。

大分類ごとに、約 5 件程度の個別商品の標準約款が提供され、全体で約 100 種類弱の標準約款が存在している。損害保険事業総合研究所が 2012 年に実施した自動車保険約款に関する調

査<sup>23)</sup>によれば、主要な保険会社の約款の構成および内容は、細かな点を除き標準約款とほぼ差異がなかったことが判明している。ドイツ保険協会の標準約款は、保険商品の標準化にあずかっていると考えられる。

このほか、我が国の第三分野保険に相当する、個人医療保険のモデル約款が、PKV-Verband という、医療保険会社と介護保険会社の協会から提供されている。

保険料に関して、ドイツ保険協会（GDV）は、保険会社からデータの提供を受け、ロス・コストなどの統計資料を多種の保険で提供しており、各保険会社の保険料算定の基礎資料となっている。我が国の参考純率対象種目である火災保険、自動車保険、傷害保険のほか、賠償責任保険、法的保護費用保険などについても、詳細な統計データが提供されている。

GDVはこのほか、自然災害のリスクモデル作成など、保険事業者に数理的な支援を行っている。

#### 4. 1. 3 米国

米国では、ISO (Insurance Service Office) 等の、保険サービス企業 (insurance service organizations) により、強制力のない標準約款が多数提供されており、実質的な商品のスタンダード化の効果を生じている。保険サービス企業には、ISO のほか、企業分野の保険に特化した AAIS (American Association of Insurance Services) や、労災保険取扱会社に対する NCCI (National Council on Compensation Insurance) があり、それぞれロス・コストなどの提供を行っている。

このうち ISO は、全米 50 州で事業活動を行っており、とくに重要な団体である。ISO は、1971 年の創設以来、非営利団体として料率関係のサービスを会員保険会社に提供してきたが、1993 年に株式会社に組織変更を行った。2008 年に傘下に Verisk Analytics という会社を設立し、保険に限らない業界の企業を対象に、データアナリティクス事業を開始した。2009 年に、Verisk Analytics を親会社とし、ISO はその子会社に転じた。ISO の行う標準約款作成、保険数理業務、データ提供、監督当局への申請等のサービス業務は、内容的には大きく変わっていないが、営利企業のビジネスとして、保険会社に有償で販売されるものとなっている。Verisk Analytics の 2024 年度の収益は 28.8 億ドル、純利益は 9.5 億ドル、従業員は 7,800 人である。

ISO のモデル約款のラインアップは豊富であり、2012 年度の損害保険総合研究所の調査によれば、9,000 商品に及ぶとされる。

また、ロス・コストを大量に蓄積して保険会社にデータ提供しており、これは各社の保険料算定の基礎資料として重要となっている。

このほか、保険会社の監督当局に対するファイリングの支援も幅広く行っている。DFS は、ISO のような Service Organizations がファイリング業務を代行することを予定しており、損害保

---

<sup>23</sup> 「欧米主要国における保険募集・保険金支払にかかる規制と実態」 損害保険事業総合研究所 研究部 2012年9月

険については、ICS2313 条にそのことを規定している。生命保険については、成文法の規定はないが、Industry Guidance の質疑応答<sup>24)</sup>において同様に代行が可能であることを表明している。

損害保険料率機構が 2023 年に行った ISO へのヒアリングによれば、ISO 標準約款を特段変更せずに使用する場合のファイリングは、ほぼ自動的に認められるとのことである。これを”Me, too”ファイリングと俗称することがある。

保険会社にとって、約款内容の適切性を争う訴訟のリスクは大きいため、これを利用することでそのリスクが軽減することは大きなメリットと考えられる。

大企業向けの保険には、独自の約款を作成する必要性が高いが、個人および中小企業向けの保険では、独自性の必要は大きくないと考えられる。

## 4. 2 独自性の発揮（スペシャリティ保険会社）

イギリス、ドイツ、米国（ニューヨーク州）いずれにも、スペシャリティ保険会社と呼ばれる、特定のリスクや業種に特化した保険商品を提供する保険者が多数見られる。スペシャリティ保険会社は、それぞれが特定のリスク引受に高い専門性を有し、リスク評価や引受体制に独自の特徴を持つ。

我が国では、大手保険会社による市場の寡占化傾向が見られるが、諸国のスペシャリティ保険会社の状況は、商品の多様化の面で参考にすべきところがあるかもしれない。

### 4. 2. 1 イギリス

イギリスのスペシャリティ保険を取り扱う代表的な保険者は、ロイズのシンジケートである。シンジケートは、保険会社とは異なる特殊な引受主体であり、芸術品保険、サイバー保険、政治リスク保険などの特殊な保険を、高度な専門性を発揮して引き受けている。2024 年において 77 のシンジケートが存在<sup>25)</sup>する。

### 4. 2. 2 ドイツ

ドイツでは、ミュンヘン再保険傘下の元受保険グループ親会社 ERGO Group AG が、複数の子会社を擁し、歯列矯正保険や犬の飼主責任保険、馬主責任保険、楽器・スポーツ用品などの愛用品保険など、多くのスペシャリティ保険を取り扱っている<sup>26)</sup>。大手相互会社タランクスグループは、元受部門 HDI Deutschland AG の下に複数のブランドを擁し、銀行窓販向けの商品などを販売している<sup>27)</sup>。

---

<sup>24</sup> Re: Life Insurance Forms Filing License  
[https://www.dfs.ny.gov/insurance/ogco2001/rg103052.htm?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.dfs.ny.gov/insurance/ogco2001/rg103052.htm?utm_source=chatgpt.com) 2025.3 閲覧

<sup>25</sup> Lloyd's of London: History of the Insurance Marketplace, Investopedia.  
<https://www.investopedia.com/terms/l/lloyds-london.asp?utm> 2025.6 閲覧

<sup>26</sup> <https://www.ergo.de/de/Produkte> 2025.6 閲覧

<sup>27</sup> 竹内 正子（2020）「ドイツの保険市場の動向－兼営禁止の中での保険グループ運営－」保険学雑誌第 651 号

#### 4. 2. 3 米国

米国のサープラス・ライン保険会社は、スペシャリティ保険会社が主流となっている。

### 5. 保険商品および契約者の性質を踏まえた商品開発環境整備の考察

#### 5. 1 マスリスクと非マスリスクの性質による保険の区分

保険の商品および料率の審査制度は、イギリスおよびドイツでは原則自由であり、米国（ニューヨーク州）では、厳格な審査制度があった。そのニューヨーク州におけるファイリングは、保険の種類によって異なっており、またその例外である非認可保険と FTZ は、それぞれ、リスクの種類および契約者の状況等によって適用の条件が定まっていた。

これらを参考に、望ましい審査の在り方を考えるとき、一つの方法として、米国の例を参考に、保険をリスクの種類によって分類し、相対的にメリットが大きく弊害の少ない保険について、自由度を高めることが考えられる。我が国の制度は、この観点で、個人分野の保険と、企業分野の保険を区分し、企業分野の自由化を優先的に推進してきたものと評価される。

個人分野と企業分野の区分は、保険の分類に有力な方法であるが、万能とは言えない。企業分野であっても、中小企業向けの保険は、大企業向けの保険より個人向けの保険に近い性質を有していることなど、簡明に整理できない要素がある。

この観点から、保険のより本質的な分類として、マスリスクに対する保険と、非マスリスクに対する保険に区分するという発想<sup>28)</sup>がありうる。

マスリスクに対する保険とは、大数の法則を前提に保険料の算出が可能な保険領域を指し、具体的には、生命保険、自動車保険、火災保険、傷害保険などが該当する。

非マスリスクに対する保険とは、大数の法則による保険料算出が難しい保険領域を指し、具体的には、海上保険、再保険、大規模工場保険、サイバー保険、新型コロナウイルス関係の保険などが該当する。マスリスクの保険は主として家計分野に、非マスリスクの保険は主として大企業分野に多く存するが、家計分野でも、戦争リスク、地震リスク、パンデミックリスクなど、大数の法則になじまないリスクが存在する（これらのリスクには、免責条項によって補償対象から除かれているものも少なくないが、これを補償する保険も存在する）。

マスリスクの保険は、大数の法則を利用するため、その運営には均質な契約を多く集合させることが必要となり、この観点から保険の団体性を保つことが重要となる。このために、商品および料率についての適切な統制が求められる。これに対し、非マスリスクの保険は、そもそも大数の法則に基づき収支相等を図ることが困難であり、保険者にとっては、不知のリスクを引き受けることでリターンを得るビジネスの様相を有する。非マスリスクの中には、一定数の契約集団の形成が困難なものもあり、そうしたリスクに対する保険には、大数の法則に基づいて運営される保険に対する規律がなじまないものもあると考えられる。

---

<sup>28)</sup> 中出 哲 「リスクから見た二つの保険制度—保険の基本原則を手掛かりとした問題提起—」 生命保険論集 221号1頁 (2022年)

## 5. 2 マスリスク保険と非マスリスク保険それぞれに望ましい統制の在り方

### 5. 2. 1 商品および料率の審査の必要性の検討

商品審査の必要性に関しては、複数の目的が存するが、最も主要なものを考えると、契約者の利益の保護と、公の秩序の維持に絞ることができる。この目的の達成のため、保険以外の多くの契約については、不当条項の無効化など、事後的な対応策が多く設けられている。これに対して、保険では、行政の負荷が相対的に大きい事前審査が行われるが、その理由は、均質で大きな保険集団の健全な形成が前提となっているマスリスクを、保険監督の念頭に置いているためと推測される。

一方、非マスリスクの保険を想定する場合は、この特性は弱まり、リスクをとることで利益を期待する、営利企業に一般的な事業の性質に近づくことが考えられる。とくに、大企業等の個別のニーズに対応する保険では、この性質が顕著である。

保険料審査の必要性については、さらにこの傾向が強く表れる。保険料の三原則、すなわち合理的かつ妥当で不当に差別的でないことは、マスリスクについては、大数の法則による保険金の期待値に対して、過大・過少でないことに近いといえる。一方、非マスリスクについては、その期待値が大数の法則で定め得ないため、料率の適正性の評価に主観性が生じる。保険料審査の目的には、他に保険者の健全性を確保する観点も考えられるところであるが、個々の商品の料率規制をもって、企業体としての健全性を確保するという思想には無理があり、国際的な潮流は、保険者の健全性確保はソルベンシー規制や資本規制に委ねることが主流となっている。

ただし、非マスリスクであっても、均質で大きな集団を有する保険もあり、その例は、自然災害や社会的リスクに関するいわゆる集積損害リスクである。個人分野の集積損害リスクの保険は、非マスリスクの保険であるが、その理由が個別性ではなく集積性にあること、個人契約者の生活の安定を図ることが主な趣旨と考えられることから、商品および保険料の事前審査の意義が大きいといえる。

### 5. 2. 2 標準的な約款の意義

上記のような考え方をとる場合には、大数の法則の成り立つマスリスクについては、約款等の商品性を標準化することが、均質で大きな保険集団の形成に有効であり、その効用は大きいといえる。

一方、非マスリスクについては、個別性が強く大数の法則になじまないものが多く、それらの約款は個別に作成することが合理的で、標準化になじみにくいと考えられる。

なお、非マスリスクのうち個人分野の集積損害は、免責条項によって補償から除外することも多いが、これを引き受ける場合は、約款の標準化の意義は大きい。とくに、地震保険のように、特殊な仕組みを用いて引き受けられる非マスリスクについては、約款標準化が必然となることもありうる。

### 5. 2. 3 標準的な保険料の意義

保険料についても、上記と同様の考え方が当てはまると考えられる。マスリスクに対しては、参考純率を範にとり、業界横断的なデータによって安定したロス・コストの算定を行うことが望ましいであろう。一方、非マスリスクのうち、個別特殊なものについては、そのようにする実益は乏しく、事業者ごとの自由な判断に委ねることが考えられる。

さらに、非マスリスクのうちの集積損害リスクには、工学的モデルなどを用いて、業界共通の算定方法を確立することに意義があると考えられる。

## 6. 保険契約者のニーズを踏まえた保険商品開発の統制の在り方

検討の趣旨の1. 3に述べた、認可制の下での審査により、保険商品の内容と価格を適切に保つことの利益と、事業者に自由を与えることにより、商品開発を促進することの利益の衡量が重要である。また、保険商品の審査には専門性と労力が求められるが、多面にわたる保険監督業務が存在する中で、行政のリソースをどの程度保険商品の審査に配分することが最適かという点も考慮が必要である。

基本的な考え方としては、資本主義経済における自由市場の発展推進と、募集や健全性など他の課題への行政資源配分の観点から、保険の審査は可能であれば簡素化することが望ましいのではないかと考えられる。

米国の例を見ると、厳しい事前届出制を基本としつつ、特に企業分野の保険にあつては、契約者のニーズに応じた先進的な保険が迅速に提供されている例がある。たとえば、ライドシェア事業者向けには、通常の自動車保険では対応できない固有のリスクがあり、その対応いかんでは事業運営のネックになりかねないところ、非認可保険の活用によって有効な補償が提供されている。こうした先進的な保険に対する審査には、経験に基づく知見が活用しにくく、事前審査の実効性を上げることが特に困難といえる。契約者が専門性を有することを条件としたうえで、保険者と契約者との取引の自由にまかせることが、社会の進歩に貢献する可能性がある。

その一方で、契約者保護や社会の安定に大きな役割を果たしている審査業務は、存置することが重要である。

すなわち、保険の特性と、契約者の保険知識やリスク管理能力のレベルによって、対応の使い分けが望ましい。各種の制度を組み合わせ、適切な規制体系を整えるにあたっては、以下のような方向性が考えられる。

①マスリスクの保険商品に対しては、保険商品の内容と価格を適切に保つ観点から、当面は認可制度を維持しつつ、標準約款や参考純率等の対象拡大によって標準化を進め、審査行政の効率性を向上させる。ニューヨーク州の制度を参考に、申請者の責任で法定の審査条件を自己チェックさせ、もしそれに欠陥があつた場合には適時のペナルティを与えることなども考えられるであろう。

②大企業等を契約者とする非マスリスクの保険商品については、商品開発を促進する観点から、自由度を拡大することが考えられる。すでに特約自由方式を通じてある程度実現している自由

化を、特に大企業について進展させ、認可・届出の撤廃を展望する。例えば、特約に限らず普通保険約款も、特約自由方式と同様の条件で自由化することなどが考えられよう。特約と普通保険約款は、講学的には意味が異なるが、端的な例を言えば、普通保険約款の条項をことごとく否定し、商品内容を全く改変する特約を用いれば、普通約款についての現行の規制は形骸化させることができてしまう。特約を自由化したうえで普通約款は認可または事前届出制の下に残していることは、実益に乏しく、手続きを煩瑣にするものとの見方も可能である。普通約款を修正するという形式を不要とすることで、自由な発想を促進することが望ましいであろう。一方、中小規模の企業に対しては、提供する保険がマスリスクに近いものもあると考えられるので、企業分野であることのみを基準にするのではなく、米国の非認可保険における商業的免除被保険者や、FTZのクラス3リスクなども参考にして、規模や契約者の保険知識の実態に応じて規制の適用を定めることも考え得る。これらの例は、被保険者の専門性と能力を勘案しており、適合性原則に近いアイデアをより広い意味で活用しているとも考えられ、参考とする余地がある。

③マスリスクの保険全般および非マスリスクのうち契約の均質性がある集積損害リスクについて、損害保険料率算出機構が提供している、標準約款および参考純率の対象を、可能な範囲で拡大する。これにより、マスリスクについては、商品の簡素化と契約者にとっての理解のしやすさを向上させること、また、自然災害や社会的なリスクについては、商品と料率の安定性を高めることが期待できる。

なお、付け加えるならば、今回調査した3国では、スペシャリティ保険会社が保険商品供給の多様化に役割を果たしていると考えられるのに対し、我が国の保険業は、市場が寡占化されていること、大手各社のビジネスモデルが、フルラインの商品ラインアップの下で互いに類似していることが特徴となっているように見える。少額短期保険会社の中に、取り扱う保険の種類を限定して特定の市場に特化する、モノライン型のビジネスモデルは見受けられるが、市場に大きなインパクトを与えているとはいえない。

特定分野の保険商品に高い専門性を発揮する、スペシャリティ保険会社の新興を促進することも、検討に値するのではないかと考えられる。

## 参考文献

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 (2024) 「米独における保険募集にかかる規制に関する調査報告書」

小林 一郎 (2025) 「日本の非マスリスク保険契約の実務課題」 保険学雑誌 第 668 号

佐藤 雅俊 (2013) 「欧州連合における新しい保険監督法制」 保険学雑誌第 621 号

- 砂本 直樹 (2019) 「想定される意図せざる影響について – ドイツ生保の事例から考える –」  
経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議第3回 (2019.9.20) 資料
- 損害保険事業総合研究所 研究部 (2024) 「主要国における監督・規制の動向について」
- 損害保険事業総合研究所 研究部 (2012) 「欧米主要国における保険募集・保険金支払にかかる規制と実態」
- 損保ジャパン記念財団 (座長 山下 友信) (2009) 「『保険業法に関する研究会』報告書 保険募集規制に関する検討」
- 竹内 正子 (2020) 「ドイツの保険市場の動向 – 兼営禁止の中での保険グループ運営 –」 保険学雑誌第 651 号
- 中出 哲 (2022) 「リスクから見た二つの保険制度 – 保険の基本原則を手掛かりとした問題提起 –」 生命保険論集 221 号 1 頁
- 中出 哲 (2025) 「非マスリスクに対する保険理論 – 問題提起 –」 保険学雑誌 第 668 号
- 中出、村山、榎、小林、野村、星野 (2025) 保険学会全国大会共通論題報告 保険学雑誌 第 668 号
- 日本アクチュアリー会 (2016) 「諸外国の事例の調査」
- 古橋 喜三郎 (2016) 「米国のライドシェアリングの発展と損害保険 – シェアリングエコノミーの広がりを踏まえて –」 損保総研レポート 第 117 号
- 星野 明雄 (2025) 「非マスリスクに対する保険数理上の課題 – リスクからみた 2 つの保険制度の探求 –」 保険学雑誌 第 668 号
- 細田 道隆・望月 晃 (1999) 「EU 市場における損害保険制度改革と保険自由化の影響」  
安田総合研究所
- 細田 道隆・望月 晃・江頭 達政 (2002) 「自由化後の欧州損害保険市場における個人物件  
ディストリビューションの動向」 損保ジャパン総合研究所
- 松岡 博司 (2019) 「米国の保険監督構造 – 州による監督と連邦保険局 (FIO) –」  
<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=62998?pno=2&site=nli>
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2011) 「主要国の保険制度に関する調査 <米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス>」

THE EXCESS LINE ASSOCIATION OF NEW YORK (2011) NEW YORK STATE'S IMPLEMENTATION OF THE NONADMITTED AND REINSURANCE REFORM ACT (NRRRA) NAIC Model Laws <https://content.naic.org/model-laws>



金融庁金融研究センター

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1  
中央合同庁舎 7 号館 金融庁

TEL: 03-3506-6000

URL: <https://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>